

独立行政法人スポーツ振興センター災害共済給付制度について

学校の管理下における、児童生徒等の負傷（骨折、打撲、やけど等）、疾病（外部衝撃等による疾病、負傷による疾病、漆等による皮膚炎、溺水、熱中症等）に対する医療費、障害または死亡が給付の対象になります。（詳細別紙参照）

学校の管理下とは次の場合をいいます。

- (1) 授業中
- (2) 学校の教育計画に基づく課外指導中
- (3) 部活動等の課外活動中
- (4) 休憩時間中
- (5) 通常の経路、方法による通学中

【 給付の種類 】

1.医療費

学校の管理下で発生した災害による負傷・疾病等で、医師の診察を受けた場合に、医療保険並の療養に要する費用の 4/10（そのうち 1/10 は療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう 10 割）が 5,000 円以上（自己負担額が 1,500 円以上）の場合が支給対象となります。

2.障害見舞金

学校の管理下で発生した災害による負傷、疾病等が治った後、障害が残った場合に障害の程度に応じて給付されます。

3.死亡見舞金

学校の管理下の事由により死亡した場合に、その状況に応じて給付されます。

【 給付までの流れ 】 ☆申告が必要です☆

「学校管理下」で災害にあい病院等の医療機関にかかったときには、保護者または生徒本人が学校に申告して必要な書類をそろえ、治療の経過を報告することが必要です。

- ① 最初にスポーツ振興センターに医療費請求したい旨を担任、顧問等に伝えてください。
- ② 確認がとれましたら、後日、請求に必要な用紙をお渡しますので医療機関で証明を受け保健室へ提出してください。
- ③ 学校を経由して日本スポーツ振興センターへ書類を提出します。
- ④ スポーツ振興センターで審査の上、給付金額が決定しましたら学校へ通知されます。
- ⑤ 学校から家庭へ給付額を文書でお知らせし、口座振替にて給付いたします。

※ 請求してから支給されるまで 2 ヶ月ほど要します。